

電気通信市場の分析結果・ 新たな基本方針について

令和元年6月7日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課

小売市場

- ① 移動系通信市場 (部分市場: MNOサービス市場、MVNOサービス市場)
- ② 固定系ブロードバンド市場 (部分市場: 固定系超高速ブロードバンド市場、FTTH市場)
- ③ ISP市場
- ④ 固定電話市場
- ⑤ 050-IP電話市場
- ⑥ WANサービス市場

卸売市場

- ① 移動系通信市場
- ② FTTH市場

※ 移動系通信及びFTTH以外においても、卸電気通信役務の提供が行われている可能性があることに留意して分析を行う。

移動系	小売市場		移動系通信(携帯電話、PHS、BWA)
			MNOサービス
			MVNOサービス
		卸売市場	移動系通信(携帯電話、PHS、BWA)
固定系	データ通信	小売市場	固定系ブロードバンド
			固定系超高速ブロードバンド (FTTH、通信速度下り30Mbps以上のCATV)
			FTTH
			ADSL
			CATV
			ナローバンド
			ISP
			FTTH
音声通信	小売市場	固定電話	
		中継電話	
		050-IP電話	
法人向けネットワーク			WANサービス
			専用サービス

注: 表中、明朝部分は従前から分析の対象としないものを表す。

1. 移動系通信市場

①移動系通信の契約数等

- 移動系通信の契約数: **1億7,778万**(2016.3比+9.9%、2018.3比+2.4%)、携帯電話の契約数: **1億7,484万**(2016.3比+11.7%、2018.3比+2.8%)
- 移動系通信(&携帯電話)の契約数の増加は、通信モジュール及びMVNO契約数の増加が要因
 - 通信モジュール契約数(※1): 2,246万(2016.3比+67.6%、2018.3比+11.8%)
 - MVNO契約数: 2,036万(2016.3比+60.5%、2018.3比+10.7%)
 - 上記2区分以外の契約数(※2): 1億3,495万(2016.3比▲0.5%、2018.3比▲0.1%)
- 少なくともMNOに限ってみれば、スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービス分野は、頭打ち状態となっていると考えられる。
- 「スマートフォン・フィーチャーフォン向けサービス」と「通信モジュール」との間には、需要の代替性は存在せず、また、市場の成熟度にも違いがあることから、今後はこれらサービスごとに競争状況の分析等を行うことが有益であると考えられる。

※1 MNOが最終需要者に直接提供するもの

※2 MNOによるスマートフォン・フィーチャーフォン向けサービス等の契約数

②市場シェア

- 小売市場における市場シェア:
 - NTTドコモ: **38.1%**(2016.3比▲2.1ポイント、2018.3比▲0.6ポイント)
 - KDDIグループ: **27.5%**(2016.3比+0.9ポイント、2018.3比▲0.1ポイント)
 - ソフトバンクグループ: **22.9%**(2016.3比▲2.4ポイント、2018.3比▲0.2ポイント)
 - MVNO: **11.5%**(2016.3比+3.6ポイント、2018.3比+0.9ポイント)
- 卸売市場における市場シェア:
 - NTTドコモ: **48.1%**(2016.3比+1.6ポイント、2018.3比▲2.4ポイント)
 - KDDIグループ: **29.2%**(2016.3比+0.1ポイント、2018.3比+2.4ポイント)
 - ソフトバンクグループ: **22.7%**(2016.3比▲1.7ポイント、2018.3比±0ポイント)
- 最終利用者に提供するMVNO(契約数3万以上のもの)に対する卸契約数における再卸事業者のシェア:
 - SIMカード型: **45.4%**(2016.3比+11.0ポイント、2018.3比+1.8ポイント)
 - 通信モジュール: **2.1%**(2016.3比▲1.2ポイント、2018.3比▲0.4ポイント)

③MVNOサービスの動向

- MVNO契約数:**2,036万** (2016.3比+60.5%、2018.3比+10.7%)
 - SIMカード型契約数(※1):1,244万 (2016.3比+112.1%、2018.3比+14.0%)
 - 通信モジュール契約数(※1):553万 (2016.3比+52.1%、2018.3比+13.1%)
- **MVNO契約数は引き続き増加傾向にある一方、(増加率ベースでも、増加数ベースでも)成長が鈍化傾向にある。**
- 契約数3万以上のMVNO事業者数:69者 (2016.3比+20者、2018.3比+10者)
- MVNO契約数の上位8者は、SIMカード型契約数上位5者の事業者及び通信モジュール契約数上位3者の事業者から構成される。
 - SIMカード型契約数上位5者:楽天、インターネットイニシアティブ、NTTコミュニケーションズ、オプテージ、ビッグロープ
 - 通信モジュール契約数上位3者:本田技研工業、セコム、トヨタコネクティッド
- SIMカード型契約数シェア(※2)をみると、**NTTコミュニケーションズ及びインターネットイニシアティブがシェアを落としている一方、楽天及びオプテージがシェアを2倍以上に伸ばしている。**
- サブブランド(ワイモバイル・UQコミュニケーションズ)との比較:
 - **ワイモバイルのシェア(※3)は他のMVNO事業者のシェアと比較してかなり大きいものの、(2017年3月末比でも、2018年3月末比でも)減少傾向にある。**
 - **UQコミュニケーションズのシェア(※3)の伸びは、(2017年3月末比でも、2018年3月末比でも)SIMカード型契約数上位5者のいずれの事業者のシェアの伸びよりも大きい。**

※1 契約数3万以上のMVNOに係るもの

※2 MNOのグループ内取引による契約数の重複を排除している。

※3 SIMカード型契約数+サブブランド契約数に占めるシェア

④利用者アンケート結果等

- 継続利用年数:同一の事業者のサービスを**10年以上継続して利用している者が過半数**。「比較的頻繁に事業者を変更する人」と「長期間同一の事業者のサービスを継続する人」との分化がなされていることがうかがえる。
- 契約場所:**MNO利用者及びサブブランド利用者**においては、**対面による契約**が中心、**MVNO利用者**においては、**インターネット等による契約**が中心。
- 比較検討状況:**MVNO利用者**においては、**比較的多数の移動系通信事業者の中からサービス選択を行っている**傾向がみられる。
- 満足度:MNO利用者とMVNO利用者で**料金面の満足度で大きな差がみられる一方、通信速度・品質の満足度では大きな差がみられなかった**。
 - 総合的満足度:MNO利用者30.6%、サブブランド利用者43.9%、MVNO利用者60.0%
 - 料金満足度:MNO利用者19.1%、サブブランド利用者61.0%、MVNO利用者81.9%
 - 通信速度・品質満足度:MNO利用者47.1%、サブブランド利用者48.9%、MVNO利用者42.9%
- 不満な点:**MNO利用者**においては、**料金の高さ**、**サブブランド利用者**においては、**期間拘束契約となっていること**、**MVNO利用者**においては、**通信品質面の不満**を挙げる者が多い。
- 新規で契約する場合の契約先:**現在利用中のサービスを利用すると回答した者の割合は52.0%**。新規契約先として、**楽天モバイルを挙げる者が多く、MNOとしての新規参入に対して強い期待が持たれていることがうかがえる**。
- MVNOサービスの認知度:**45.6%**(昨年度:39.9%)
- 移動系通信端末関係:
 - 買い換え頻度:**「3年以上」が62.5%、「5年以上」が34.1%**。
 - 端末購入方法:**MNO利用者及びサブブランド利用者**においては、**3分の2以上の者が**、端末の購入に際し、**移動系通信事業者との間で割賦契約を締結**。MVNO利用者においては、**約7割の者が一括払い**で端末を購入。
 - **SIMロック解除件数は、年々増加傾向**にある。
 - 中古端末の認知度:**83.8%**(昨年度79.2%)、中古端末利用経験者＋今後利用意向のある者の割合:**28.6%**(昨年度23.8%)

2. 固定系ブロードバンド市場

①固定系ブロードバンド契約数等

- 固定系ブロードバンドの契約数:**3,968万**(2016.3比+5.1%、2018.3比+0.8%)
 - 固定系超高速ブロードバンドの契約数:**3,491万**(2016.3比+11.7%、2018.3比+2.2%)
 - CATVインターネット(通信速度下り30Mbps以上)の契約数:**394万**(2016.3比+15.0%、2018.3比+2.3%)
 - FTTH契約数:**3,097万**(2016.3比+11.3%、2018.3比+2.2%)
 - FTTH契約数が固定系ブロードバンド契約数全体に占める割合:**78.1%**(2016.3比+4.4ポイント、2018.3比+1.0ポイント)

②FTTH市場の競争状況等

- FTTHの提供形態別契約数:「自己設置」型の減少及び「卸電気通信役務」型の増加が続いている。
 - 「自己設置」型:**1,374万**(2016.3比▲505万、2018.3比▲47万)
 - 「接続」型:**237万**(2016.3比▲21万、2018.3比+3万)
 - 「卸電気通信役務」型:**1,486万**(2016.3比+811万、2018.3比+110万)
 - うち、NTT東西のサービス卸を利用して提供される契約数:**1,236万**(2016.3比+767万、2018.3比+125万)
- FTTH市場(小売市場)のシェア:
 - NTT東西:**27.9%**(2016.3比▲24.5ポイント、2018.3比▲3.2ポイント)
 - サービス卸の卸契約数を含めたNTT東西のシェア:**67.8%**(2016.3比▲1.4ポイント、2018.3比+0.1ポイント)
- FTTH市場(卸売市場)のシェア:
 - NTT東西:**83.2%**(2016.3比+13.8ポイント、2018.3比+2.4ポイント)
 - KDDI:**12.5%**(2016.3比▲13.1ポイント、2018.3比▲1.0ポイント)
- NTT東西のサービス卸の卸契約数シェア(グループ別・事業者形態別):
 - NTTグループ(NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ及びNTTぷらら)のシェア:**51.9%**(2016.3比+6.7ポイント、2018.3比+0.8ポイント)
 - MNO(NTTドコモ及びソフトバンク)のシェア:**71.9%**(2016.3比+10.2%、2018.3比+1.2%)

③利用者アンケート結果等

- 継続利用年数:同一の事業者のサービスを10年以上継続して利用している者が最も多い(38.5%)。
- 契約場所:MNO系光コラボ利用者においては、対面による契約が中心、その他の利用者においては、対面による契約は少数。
- 比較検討状況:移動系通信と比較しても、固定系ブロードバンドサービスは限られた選択肢の中から事業者選択がなされていることがうかがえる。
 - 特に、MNO系光コラボ利用者においては、81.5%の者が「現在利用中の1社のみしか検討しなかった」と回答。
- 固定系ブロードバンドサービス選択の経緯:MNO系光コラボ利用者は、その他の固定系ブロードバンドサービス利用者と比較して、事業者から勧誘を受けたことを契機としてサービス(事業者)選択に至った者の割合が多い。
- FTTHアクセスサービスの満足度:MNO系光コラボ利用者は、他の種類のFTTH利用者と比較して満足度が低い。
 - 総合的満足度:光コラボ以外:34.2%、MNO系以外の光コラボ:32.9%、MNO系光コラボ:25.1%
 - 料金満足度:光コラボ以外:26.2%、MNO系以外の光コラボ:24.4%、MNO系光コラボ:18.1%
 - 通信速度・品質に対する満足度:光コラボ以外:42.9%、MNO系以外の光コラボ:39.9%、MNO系光コラボ:38.2%
- FTTH市場(小売市場)において、MNO系光コラボのシェアが高まっているが、その理由をFTTHアクセスサービス自体の料金・品質等の優位性に求めることは困難。
 - 勧誘方法や移動系通信とのセット販売の態様が、公正な競争を阻害するものとなっていないかについて引き続き注視する必要がある。
- 移動系通信サービスとの関係:
 - 他社の固定系ブロードバンドに乗り換えることができない状況下で、固定系ブロードバンドを解約する値上げ水準について質問。その結果、移動系通信の存在が固定系ブロードバンドに対して一定の競争圧力を与えていることがうかがえる一方、移動系通信では代替することができない価値を固定ブロードバンドに感じている利用者も一定程度存在。
 - 移動系通信に集約している理由:「固定インターネットの料金が安い」(53.2%)、「持ち歩ける移動系通信サービスの方が便利」(41.9%)
 - 移動系通信に集約しない理由:「端末等の設備(パソコン等)を所有している」(48.9%)、「固定インターネット回線は通信の接続、速度等が安定している」(39.6%)、「大容量の通信が必要」(28.8%)

3. 移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響

事業者ヒアリング結果の概要

- ▶ 平成27年の電気通信事業法改正(2016年5月施行)により、移動系通信における市場支配的事業者(NTTドコモ)に対する禁止行為規制が緩和されたところ、その影響について検証するため、第11回電気通信市場検証会議(2019年3月4日)において、事業者ヒアリングを実施。
 - ▶ ヒアリング対象事業者:NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天、インターネットイニシアティブ、ケイ・オプティコム(現・オプテージ)
- ▶ NTTドコモからは、禁止行為規制の緩和の前後での変化等について、以下のような説明がなされた。
 - ▶ 禁止行為規制の緩和以前においては、卸約款に基づく同一の条件により卸電気通信役務の提供を行ってきたが、禁止行為規制の緩和を受け、連携先事業者の個別の要望を踏まえた個別条件による卸電気通信役務の提供を開始した(個別条件によって卸電気通信役務の提供が行われた具体的事例について説明がなされた。)
 - ▶ 個別条件による卸電気通信役務の契約数は僅少であり、市場に与えた影響は軽微である(個別条件による契約数について提示がなされた。)
 - ▶ 携帯電話以外の通信方式によるものも含め、多くの事業者がIoT/M2Mサービスを提供しており、禁止行為規制の緩和によってNTTドコモの市場支配力が強化されたという状況にはない。
 - ▶ 連携先事業者の競争事業者に対しても、要望に応じて回線提供を行う考えであり、連携先事業者の事業活動に支障は生じていないものと認識している。
 - ▶ 禁止行為規制の緩和の背景には、プラットフォーム・端末レイヤにおけるグローバル企業の伸長等の環境変化が挙げられたところ、これらグローバル企業の規模は当時よりも拡大している。
- ▶ 競争事業者のヒアリングにおいて、禁止行為規制が緩和されたことを直接の原因として競争上の弊害が生じたといった趣旨の主張はみられなかった。
 - ▶ ただし、IoT/M2Mの進展に伴う異業種連携は、今後本格化する分野であり、禁止行為規制の緩和の影響の評価を行うのは時期尚早であるといった指摘がなされた。

評価

- ▶ 移動系通信分野の各市場において、禁止行為規制が緩和された2016年5月以降にNTTドコモのシェアが大きく伸びたなど、**NTTドコモの市場支配力が強化されたことがうかがえる事情は認められないことから、現時点において禁止行為規制の緩和による弊害は生じていないものと考えられる。**
 - ▶ 移動体通信(小売市場)におけるNTTドコモのシェア:40.2%(2016.3)→38.1%(2018.12)
 - ▶ MNOの卸契約数におけるNTTドコモのシェア:46.4%(2016.3)→48.1%(2018.12)
 - ▶ 2018年12月末時点における通信モジュールの卸契約数(契約数3万以上のMVNOに係るもの)におけるNTTドコモのシェアは、KDDIやソフトバンクと比較して極めて小さい。
- ▶ 移動系通信分野の各市場における競争状況を**引き続き注視**する必要がある。

4. 新たな基本方針の方向性について

概要

- ▶ 平成28年7月に策定した「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」(旧方針)の検証期間は、平成30年度で終了。
- ▶ 令和元年度以降も、市場検証の取組を引き続き実施するに当たり、新たな基本方針を策定する。
- ▶ 新たな基本方針では、旧方針において示された市場検証の基本的な枠組を維持しつつ、最近の電気通信事業分野を取り巻く環境変化等を踏まえ、当面の重点事項を定める。新たな基本方針において定める予定の市場検証の基本的なプロセスは以下のとおり。
 - ▶ 基本方針策定時点では、検証期間の終期は定めないが、策定後の環境変化等を踏まえ、基本方針について随時見直しを行う。
 - ▶ 電気通信事業分野における市場動向の分析、電気通信事業者の業務の適正性等の確認、及びこれらの結果を踏まえて行う市場環境の評価を実施する。
 - ▶ 各年度における市場検証の実施方針やスケジュール等を定めた年次計画を定める。
 - ▶ 毎年度実施した市場検証の結果等を年次レポートとして取りまとめた上で公表する。
 - ▶ 市場検証の取組について、客観的かつ専門的な見地から助言を得ることを目的として、電気通信市場検証会議を開催する。
 - ▶ 市場検証のプロセスにおける情報収集の一環として、必要に応じ、関係事業者等に対するヒアリングを電気通信市場検証会議において実施する。
 - ▶ 特にテーマを絞って集中的に議論すべき事項について、ワーキンググループを設置して議論を行う。
- ▶ 次回市場検証会議(6月28日開催予定)において新たな基本方針の案を提示した上で、パブリックコメントを経て成案を公表する予定(8月中目途)。新たな基本方針の成案公表後、令和元年度の年次計画を策定。

当面の重点事項(案)

- ▶ 電気通信事業分野の環境変化を踏まえた競争状況等の評価
- ▶ 固定系通信・移動系通信における卸及び接続に係る取引の適正性の確認
- ▶ 「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリングの実施
 - ▶ モバイル市場の競争環境に関する事項
 - ▶ ネットワーク中立性に関する事項
- ▶ 制度変更が市場環境に与えた影響の分析

モバイル市場の競争環境に関する研究会中間報告書

第4章 利用者料金に関する事項

4. 利用者料金等のモニタリング

(3) 対応の方向性

緊急提言を受けて行われる事業法の改正やそれを踏まえた携帯電話事業者各社の料金プラン・端末販売方法の見直し、MNOの新規参入など、今後、モバイル市場は大きく変わることが見込まれている。そのような中で、モバイル市場における公正競争の促進に関する取組の効果を定性的・定量的に検証していくことは重要であり、更なる取組の必要性や方向性についての検討の前提ともなるものであることから、従来から行われている市場の状況や事業者間関係に係る規律に関するモニタリング及び消費者保護に係る規律の遵守状況に関するモニタリングに加えて、利用者料金その他の提供条件の状況やこれに関する利用者の認識、総務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析することが有用である。

そのため、個別の政策課題を議論する場とは別に、専門家の意見を交えて、携帯電話事業者の取組や料金その他の提供条件の状況、各種規律の遵守状況、モバイル市場の状況、利用者の認識、総務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析するモニタリング体制を整えることが適当である。

具体的な検証においては、定性的な分析に加え、定量的な分析が重要であり、必要なデータの整理と関係事業者からの提供に関する調整やそれらのデータを元にした分析手法等の検討が必要であることから、2019年度においては、その検討と並行して、まずは事業法の改正法の施行後を目途に試行的に把握・分析を始めることとし、その結果も踏まえて、2020年度から本格的に実施することが適当である。

ネットワーク中立性に関する研究会中間報告書

第6章 今後の取組方針

これまでの議論を踏まえ、総務省は国内外の関係者の協力を得て、マルチステークホルダーアプローチで以下の取組を推進することが適当である。

① 帯域制御ガイドラインの見直し

関係業界団体により策定された現行「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」について、ネットワークを適切に管理・運用し、インターネットアクセスサービスの品質を維持できるよう、いわゆる「公平制御」などの運用を可能とする改定を、年内を目途に行う。ただし、このようなネットワークの運用について、消費者が正しく理解し、サービスを選択できるよう、消費者の選択に必要な情報公開についても、併せて盛り込む。

② ゼロレーティングに関する指針の策定

予見性を高め、電気通信事業者とコンテンツ事業者が適正かつ柔軟に連携してゼロレーティングサービス等を提供できる環境を整備するため、総務省は関係者の参画を得て、「ゼロレーティングサービスの提供に関する電気通信事業法の適用についての解釈指針」(消費者への情報公開に関する事項も含む)を、年内を目途に取りまとめ、運用する。

③ モニタリング体制の整備

上記①及び②のルール¹の遵守状況や情報公開の状況を継続的にモニタリングし、必要に応じて事業者等に改善を促す体制(「ネットワーク中立性に関するモニタリング会合(仮称)」等)を、本年夏頃までに整備する。

更に、総務省は優先制御が必要なサービスや関連技術動向等について情報収集・調査を行い、「ネットワーク中立性に関するモニタリング会合(仮称)」に情報提供するとともに、具体的なニーズが出てきた場合には、マルチステークホルダーによる議論の場を設置し、合意形成を進める。